

大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金条例（平成**25**年大阪府条例第**79**号。）第6条に規定する大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業に要する経費について、予算の範囲内で市町村（大阪市及び堺市を除く。）及び民間事業者に対し、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和**30**年法律第**179**号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和**30**年政令第**255**号。以下「適化法施行令」という。）、平成**25**年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成**25**年**5**月**16**日付け環政計発第**1305161**号環境事務次官通知。）、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領（平成**25**年**5**月**16**日付け環政計発第**1305161**号環境省総合環境政策局長通知。）及び大阪府補助金交付規則（昭和**45**年大阪府規則第**85**号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業内容及び補助対象者は別表第1、補助率及び上限額並びに補助対象経費は別表第2、補助対象経費の内容は別表第3のとおりとする。
2 前項により算出した額に**1,000**円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。ただし、事業の精算時に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、次の各号の書類を知事が指定する日までに提出しなければならない。ただし、第八号については導入しようとする設備が熱利用設備の場合に限り、第十四号については補助事業者が民間事業者の場合に限り提出するものとする。

- 一 大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 二 事業計画書（様式第2号）
- 三 設置箇所位置図
- 四 導入（予定）施設の概要（施設の概要が確認できる書類、平面図）
- 五 導入しようとする再生可能エネルギー等設備の設計図面（設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合においては、再生可能エネルギー等設備の概要が確認できる書類等）
- 六 支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類
- 七 災害発生時に電力会社からの電気が遮断された際に、導入予定施設において、最小限の機能を維持するために必要な設備能力であることが確認できる書類（前年度

の電力使用量を確認できる書類、平常時の配線系統図、電気供給遮断時の配線系統図、災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類等)

- 八 災害発生時において避難者等を収容する区画に最低限必要な熱を供給することができる書類(熱供給設備及び熱配管系統図等)
- 九 大阪府又は市町村が策定する地域防災計画に位置付けられた又は災害時の支援に関する協定を締結したことがわかる資料の写しなど、導入(予定)施設が災害時において地域の防災拠点となり得る施設であることが確認できる書類
- 十 導入(予定)施設が耐震性を有することが確認できる書類
- 十一 導入(予定)施設のカラー写真(施設全景、設備導入場所)
- 十二 導入(予定)施設が自らの所有物であることを確認できる書類(自らが所有する施設ではない場合、補助対象施設の所有者に同意を得たことがわかる書類)
- 十三 補助事業に関する歳入・歳出予算(見込)書抄本
- 十四 要件確認申立書(様式第3号)、暴力団等審査情報(様式第4号)、定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(補助金の交付の決定)

- 第4条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付決定書(様式第5号)により補助事業者に対して通知するものとする。

(事業内容の変更等)

- 第5条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする場合は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金変更(中止、廃止)交付申請書(様式第6号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更をきたすことがない場合はこの限りではない。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、規則第6条第1項第3号の規定により、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金変更(中止、廃止)交付申請書(様式第6号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 知事は前2項の規定により申請のあった当該変更(中止、廃止)承認申請について審査し、その内容を認めるときは、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金変更(中止、廃止)交付決定通知書(様式第7号)により補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

- 第6条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金

の交付申請を取下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して**30**日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 知事は、前項による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、規則第8条及び第**15**条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適化法、適化法施行令、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第**16**条及び第**17**条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還は、当該命令を行った日から**10**日以内に行わなければならない。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、市町村が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合、その他やむを得ない事情がある場合には、知事に事前承認を得ることを条件に、知事が別に定める日以内とすることができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事が必要と認めたときには、補助事業の遂行状況について、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第**12**条の規定による報告にあたっては、補助事業を完了した日の翌日から起算して**30**日以内（同条後段に規定する場合にあっては、補助金の交付の決定に係る府の会計年度の翌年度の4月**30**日まで）に、次の各号の書類を知事に提出しなければならない。

- 一 大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金実績報告書（様式第8号）
- 二 事業結果報告書（様式第9号）
- 三 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類等の写し
- 四 事業完了後の補助対象施設及び再生可能エネルギー等設備の概要が確認できるカラー写真（施設全景、設備導入場所）
- 五 再生可能エネルギー等設備の完成図書の写し

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、規則第 13 条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受ける場合においては、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金請求書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

(事業効果の把握)

第 12 条 補助事業者は、知事の請求に基づき、毎年度の事業効果を把握し、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業効果等報告書（様式第 12 号）を当該年度末の翌月末日までに提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第 13 条 規則第 19 条第 4 号の知事が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 規則第 19 条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。

3 前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、処分前に知事の承認を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 14 条 補助事業の経理にあたっては、実施する事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにし、これを事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(事業等の検査)

第 15 条 知事は事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 11 月 12 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

事業名	事業内容	補助対象者（事業実施主体）
公共施設における再生可能エネルギー等導入事業	市町村（大阪市及び堺市を除く。）が所有する公共施設であって、地域の防災拠点や災害時に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において再生可能エネルギー等を導入する事業	市町村（大阪市及び堺市を除く。）
民間施設における再生可能エネルギー等導入促進事業	民間事業者が所有する施設（大阪市内に存する民間施設を除く。）であって、災害時に、地域の住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、地域の防災拠点となり得る施設において再生可能エネルギー等を導入する事業	以下の各号のいずれかに該当する（平成 27 年度末までに該当することが確実な場合を含む）民間事業者 1 大阪府又は市町村が策定する地域防災計画に位置付けられている 2 大阪府又は市町村との災害時支援に関する協定を締結している

別表第2

事業名	補助率及び上限額	補助対象経費
公共施設における再生可能エネルギー等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額の定額 ・高効率照明、高効率空調の導入分については、当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額を上限とする額 ・ただし、照明については、屋内高所照明であり、高効率のための交換を主目的とせず、点灯時に大きな電圧が必要となる水銀灯を更新する場合、又は道路灯・街路灯の場合は除く 	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費
民間施設における再生可能エネルギー等導入促進事業	当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税額を控除した額に3分の1を乗じて得た額で、一事業あたり700万円を上限とする額	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費

別表第3

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）

		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委

事務費	事務費		<p>託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表第4のとおりとする。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 837 1418 1178"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額 に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額 に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額 に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額 に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額 に対して	5.5%	3	1億円を超える金額 に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000万円以下の金額 に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額 に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額 に対して	4.5%													

別表第4

区分	費目	細目	細分	内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいう。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいう。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
			消耗品費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く）の購入のために必要な経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な器具機械借料及び損料、会議使用料並びに物品等使用料及び損料をいう。
備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいう。		